

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人及び弁護人中島通子連名の上告趣意は、原判示にそわない事実関係を前提とする憲法一三条、一四条、九八条、九九条違反の主張及び事実誤認の主張であつて、すべて適法な上告理由にあたらない。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五〇年一二月二二日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	本	林	譲
裁判官	岡	原	昌 男
裁判官	大	塚	喜 一 郎
裁判官	吉	田	豊